

The cause of dispatch of Troops to Formosa

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-07-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 後藤, 新 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1278

台湾出兵の一考察 — 副島種臣全権大使の清国派遣を中心として —

後藤 新

はじめに

一 台湾事件の発生

- 1 台湾蕃地における琉球民遭難殺害事件の発生
- 2 樺山資紀の上京と琉球藩の設置

二 外務卿副島種臣の使節派遣の決定

- 1 副島種臣による報復案の作成
- 2 大蔵省による批判
- 3 副島の使節派遣の決定

三 北京における副島全権大使の交渉

- 1 副島全権大使の出発
- 2 台湾事件をめぐる清国との交渉
- 3 副島全権大使の帰国

おわりに

はじめに

本稿の目的は、明治四（一八七二）年末に台湾島南東部（以下、台湾蕃地）で起きた琉球民の遭難殺害事件（以下、台湾事件）への明治政府の対応を明らかにすることである。

この事件を知った外務卿副島種臣（当時）が自ら全権大使となって渡清し、清国高官から、台湾蕃地は清国の支配権の及ばない「化外」であるとの言葉を引き出したことはよく知られている。これにより、いわゆる明治六年の政変の後、内務卿大久保利通と大蔵卿大隈重信は清国へ事前通告せずに出兵するが、英米両国の公使が台湾全島への清国の支配権を認め、清国もそれを主張したため、清国との外交問題に発展する。

台湾出兵については、田保橋潔「琉球藩民蕃害事件に関する一考察」〔『東洋史論叢』、富山房、一九三三年）を嚆矢として多くの研究がなされており、本稿で取り上げる副島の清国への派遣についても、すでに多くの研究で言及されている¹。しかし、これまで外政の視点で言及される場合、ほとんどの研究は、米国人リッゼンドルから副島へ提出された五通の覚書の内容を分析することと、北京において外務大丞兼少弁務使柳原前光が清国高官から「化外」との言葉を引き出したことを述べるのみであった²。

また、副島の使節派遣の決定をめぐる廟議については、内政の視点からも言及されてきた。この廟議がなされたのは、明治六年の予算をめぐる大蔵省は諸省と対立した、いわゆる各省定額問題の最中であり、大蔵大輔井上馨は内治優先の立場から使節派遣に反対したのである。しかし、これまで内政の視点で言及される場合、ほとんどの研究は、井上が反対したことを紹介するのみで、その後の行方については述べていない³。

このように副島の使節派遣は、外政・内政の両面から興味関心を持たれながら、その詳細は依然として明らかになっていないのである。例えば、副島は明治五年一月十九日（二月十九日）に使節派遣を命じられな

がら、実際に出発するのは明治六年三月一二日である。明治五年一二月初旬に改暦がなされたため、空白期間は三カ月弱となるが、これはそれ以前の清国への使節派遣と比べても異常に長い。明治四年に大蔵卿伊達宗城が派遣された際は四月二四日（六月一日）に命じられ五月一八日（七月五日）に出発している⁴。また、明治五年に柳原が派遣された際は一月二四日（三月三日）に命じられ三月八日（四月一五日）に出発している⁵のである。本論で述べるように、副島の出発が遅延したのは、大蔵省の批判を受けて三条が使節派遣に躊躇したためであった。しかし、例えば、毛利敏彦氏が「副島外務卿の渡清準備はりゼンドル相手に着々と進んだ模様である」と記しているように、これまでこの遅延が注目されることもなかったのである。

本稿では、以上のような問題意識により、国立公文書館や外務省外史料館などに所蔵される公文書、政府高官の個人文書などを利用し、明治四年末に台湾事件が発生してから副島全権大使の清国派遣までの経緯を明らかにする。なお、本稿では、史料の引用において □ はもともと史料に付されていた注を、○ は筆者が新たに補筆した注を示す。また、日付についても旧暦には ○ に新暦を付した。

一 台湾事件の発生

1 台湾蕃地における琉球民遭難殺害事件の発生

明治四（一八七二）年一月五日（二月一六日）、那覇を出港し宮古島へ向かっていた四艘の船が遭難し、その内の一艘が台湾島の南東部（いわゆる台湾蕃地）へ流れ着いた。同船には琉球民六九人が乗船していたが、三人が上陸の際に溺死し、六六人が台湾蕃地へたどり着いたが、そのうち五四人はいわゆる生蕃とよばれてい

た先住民によって殺害された。なんとか生きて清国の支配権下に逃れた二人は、福建省の琉球館に移送され、明治五年六月七日（七月一二日）に那覇へもどった⁷。いろいろな呼び名のされているこの事件だが、本稿では台湾事件とする。

この時、琉球王国の国政を改革するため、鹿児島県から奈良原繁と伊地知貞馨が派遣されていた。台湾事件を知った二人は、「万国交和ノ今日ニ臨ミ在斯事アリテハ如何ノ至也」として「漂流人ノ内兩名ヲ招キ其顛末ヲ糺シ之ヲ記載⁸」した。

奈良原や伊地知が台湾事件について知ったところ、明治政府もいち早く、その情報をえていた。なお、当時、右大臣岩倉具視や大蔵卿大久保利通はいわゆる岩倉使節団として海外におり、国内では太政大臣三条実美や参議西郷隆盛（以下、隆盛）を中心とするいわゆる留守政府が政治をおこなっていた。留守政府がこの事件をはじめて知ったのは、清国へ出張していた外務大丞兼少弁務使柳原前光が明治五年四月二三日（五月一九日）、外務卿副島種臣に宛て「琉球人清国領地台湾ニ於テ殺害ニ逢ヒ候事ニ付閩浙総督ヨリ新政府へ伺書京報〔京報ハ我国ノ太政官日誌ノ類〕ニテ一見候ユへ自然鹿児島（まま）心得ニ相成候モ難計ユへ訓点ヲ附シ差上候⁹」と伝えたことによる。柳原は四月五日（五月一日）付「京報」で台湾事件のことを知り、すぐに留守政府へ報告したのである。しかし、この時点で柳原は、留守政府ではなく、琉球王国を実質的に支配する鹿児島県の問題と認識していた。それは、留守政府においても同様だったようだ。この報告によって、台湾事件への処置が議論された様子は確認できない。

柳原が台湾事件の重要性に気づきはじめるのは、五月二八日（七月三日）、「在天津ノ米領事¹⁰」の「メットホルス¹¹」へ帰国のあいさつをした際だった。「メットホルス」は柳原に「公未タ聞カサルヤ先頃台湾ニ於テ琉球人ノ暴害ニ遭ヒシ事ヲ公ハ日本ノ公使ナレハ必ラス其事ニ関係アルヘシ欧西列国ノ事ニセハ直チニ軍艦ヲ以テ其

暴ヲ責メ償金ヲ取ルヘキ事ナリ」と伝えた。「メットホルス」は、琉球王国を日本の支配下にあると認識しており、台湾事件の報復をすべきだと述べたのである。柳原は、「琉球ニハ我国管下ノ地アリ故ニ其国君トハ使臣往来ノ素アレトモ未タ属国トハ為サルナリ若我カ附属ノ国ニシテ此事アラハ當ニ貴論ノ如ク然ルヘシ」と答え、「メットホルス」を「吾始テ琉球ノ貴国ニ属ヒサル事ヲ知レリ」と驚かせた¹²。このやり取りからは、柳原が琉球王国を日本の「管下」にあるが「属国」とは認識しておらず、それゆえ台湾事件をとくに重視していなかったことがわかる。しかし、「メットホルス」との会話によって、柳原は台湾事件の重要性と琉球王国の処分の必要を認識しはじめたようである。

柳原が長崎に到着した六月一六日（七月二日）¹³、明治天皇の九州・西国巡幸に随行していた隆盛も長崎におり、二人は会見した。柳原は隆盛に、「メットホルス」から台湾事件の報復をすべきだと「忠告」を受けたが、琉球王国について「維新後更ニ着手セサレハ自断ニテ応接開キ難シ」と答えたと伝えた。隆盛は、「隆盛ハ薩ニ生長シテ琉ノ情ニ通シタリ今般聖駕ニ陪シ近日鹿児島ニ至ラハ其事ヲ同県官ニ告ケ飛船ヲ以テ琉ニ報スヘシ後來ハ我カ真属ト為サル可ラス」と答えたという¹⁵。このように隆盛は、柳原との会見によって、琉球王国の処分の必要を認識した。なお、この会見の様子は、柳原が外務大・小丞に宛てた六月二三日（七月二八日）付の公信に記されているが、報告のみでとくに早急な対応は求めていない。また、柳原は七月八日（八月一日）に横浜へ到着し、翌日、復命書を提出するが、そこにも台湾事件のことはまったく記されていない¹⁷。依然として柳原は、台湾事件を喫緊の問題と認識していなかったのだろう。

一方、鹿児島県は六月一八日（七月二三日）、琉球王国へ「王政維新の祝儀と御機嫌伺を目的」として使節の上京を命じている。これが隆盛の指示によるかどうかはわからないが、琉球国王の尚泰は、伊江王子らに上京を命じ、奈良原と伊地知も伊江王子らとともに那覇を出港した。奈良と伊地知は鹿児島へもどると、「渡琉

以来処置セシ始末」とともに「八重山人殺害ニ逢シ事」を報告し、鹿児島県参事大山綱良は、台湾事件について留守政府へ報告するため伊地知に上京を命じた。

2 樺山資紀の上京と琉球藩の設置

留守政府では、台湾事件について知らされる前から、日本と清国の両属にあつた琉球王国への処分について議論をはじめていた。大きな転機となつたのは、明治天皇の九州・西国巡幸であつた。六月二十六日（七月三日）、鹿児島に駐在していた琉球王国の高城親方と池城親方が明治天皇と謁見したが、巡幸に出発する前日の五月二二日（六月二七日）、正院は外務省へ「琉球国接遇振書面往復書式并中山王敬称等兼テ御省ニ於テ御取極有之候ハ、今度御巡幸ニ付入用候条即刻御廻有之度此段及掛合候也」と問い合わせ、外務省は「是迄嶋津殿ニテ取扱候ノミニテ御一新以来彼ヨリ使聘も来朝無之：未タ於当省取調之書類無之候」と返答していた。²⁰

この直後の五月三〇日（七月五日）、大蔵大輔井上馨より琉球王国の処分について建議が提出された。井上が、琉球王国にも「廢藩置県」を実施し「皇国ノ規模御拡張ノ御処置」をおこなうよう求めたこと²¹から、正院は左院に審議を命じた。同じころ、副島も「申立」²²を提出した。おそらく、正院からの問い合わせを受けてのものだろう。副島は、琉球王国に対する支配権の「名分」を正すことを重視し、留守政府よりあらためて冊封して琉球藩を設置し、欧米諸国との外交を禁止させるよう求めた。左院（議長後藤象二郎）は井上と副島の意見を踏まえ、琉球民は「国内ノ人類ト同一ニハ混看スヘカラス」べきであり、琉球問題の解決は「清トノ争端ヲ關クニ至ラン縦令争端ヲ關クニ至ラサルモ其手数紛紜ニシテ無益ニ帰セン」として、すでに廢藩置県が実施されていることと「琉球ハ兵力單弱ニシテ皇国ニ藩屏タル能ハサル」ことから、琉球王国の尚泰に「琉球王」を宣

下し、外務省の管轄において「属国ノ扱」をするよう「答議」した。しかし、正院は副島の「申立」を採用した。伊江王子ら琉球使節は九月二日（一〇月四日）に上京し、一四日、明治天皇に謁見して勅語とともに「冊封ノ詔」をうけた。²³ こうして琉球王国は鹿児島島の「附庸」をはなれ琉球藩となった。

琉球王国の処分をめぐり議論がなされているころ、台湾事件への対応をめぐり留守政府内で議論がはじまっていた。明治天皇に随行していた隆盛は、陸軍省内の混乱を抑えるため七月一日（八月一四日）に帰京しており、柳原は七月二七日（八月三〇日）、四月五日付「京報」の漢文および和訳文と『メットホルス』氏対話を隆盛へ送った。²⁵ こうしたなか、鹿児島から熊本鎮台第二分営鹿児島出張所長の樺山資紀が上京してきた。²⁶ 樺山は台湾事件を知り、「討台ノ兵ヲ拳テ琉球人ノ怨ヲ酬ント」として、同鎮台司令長官桐野利秋へ知らせるため七月二五日（八月二八日）に鹿児島を出発した。²⁷ しかし、桐野は広島へ出張中であつたため会うことができず、²⁸ 樺山はそのまま上京した。

東京に着いた樺山は八月九日（九月一日）、隆盛へ「逐一具陳談論」し、そのあと、陸軍省へ「出頭」し、陸軍少輔西郷従道に「台湾事件ヲ具状シ概略ノ意見書並聞書ヲ提出」した。「概略ノ意見書並聞書」とは、この後、伊地知らが上京し留守政府に提出した諸書類と同一のものだろう。なお、一三日の日記には「台湾生蕃工探検隊派遣ノ意見書今午前西郷先生（隆盛）へ提出ス過日ハ多少暴論アリシモ本日ハ了解セラレタリ」とあり、まず「探検隊」を派遣することになった。また、一六日の項には「台湾事件山県大輔ノ意見書西郷氏（従道）持參緩急ノ論アリ正院ニ提出セラル、積ナリト」とある。「山県大輔ノ意見書」とは、時期と内容から考えて、『三条実美公年譜』に収められている琉球王国の処分を求めた建議書だろう。陸軍大輔山県有朋は「是方今万国ノ際公法漸立チ名分ニ拠テ義理ヲ制シ寸地尺壤モ其主司領属ノ権ヲ詳ニセサルヲ得サルノ勢ニシテ之ヲ度外ニ措ク可ラサルノ急ナリ」と述べたうえで、遭難殺害にあつた琉球民が鹿児島県へ訴えたことを問題視し、「民俗

ノ異同遠近ヲ知ルヘク而シテ其我ヲ依頼奉戴スル亦知ル可キナリ」として、「我ノ華族ニ列セシメ我ノ政令ヲ奉セシメ貢獻ノ礼ヲ定メ保護ノ法ヲ立」ることを求めるのである。²⁹ 山県は台湾事件を知り、「緩急ノ論」としてまず琉球王国の処分をおこなうことが不可欠と考えたのだろう。『大日本憲政史』によれば、政府内には「台湾は、清国の版図に属し、琉球は日清両属の地に在り」として報復すべき「名義」がないとの批判もあったが、隆盛は、琉球王国は島津氏の「属邦」となっており「琉球の日本に属すべきは当然なり」として、台湾事件の報復のため琉球藩の設置が決まったという。³⁰

また、八月一二日（九月一四日）には伊地知らが上京していた。一四日、外務省から「同国（琉球）ノ事実ヲ知レル者ヲ出頭セシムベシ」と命じられ、同日昼に外務大丞宮本小一の質問に答え、夜には副島を訪ね「八重山人殺害ニ逢ヒシ始末鹿兒島県官右処置ノ見留ノ次第及琉球ノ政体風俗事情ヲ演説」した。³¹ そして一五日、鹿兒島県大属上原尚徳から外務省へ「別紙三通今般県元ヨリ相達候ニ付早々御届申上候間御評議之上何分御下知奉願候也」として、「綱良皇威ニ仗リ問罪ノ師ヲ興シ彼ヲ征セント欲ス故ニ謹テ軍艦ヲ借り直ニ彼カ巢窟ヲ指シ其渠魁ヲ殲シ上ニハ皇威ヲ海外ニ張り下ニハ島民ノ怨魂ヲ慰セント欲ス伏シテ其乞ヲ許サレン事ヲ願」とした七月二八日付の鹿兒島県参事大山綱良の建白と、台湾事件についての調査書と聞き書きが提出された。³² このように大山は、鹿兒島県の責任で報復しようと考えていたのである。

二 外務卿副島種臣の使節派遣の決定

1 副島種臣による報復案の作成

九月二四日（一〇月二六日）、太政大臣三条実美は岩倉に宛て、琉球藩の設置と共に、台湾事件について、琉球の使節団に「事実相糺させ候処、相違これなき趣に相聞き候。就いては右御処分置振り追々申し進すべく候」と伝えた。³³ 樺山の日記には「昨日琉球王処分相済因テ台湾問題如何ナル決着ニ出ルヤ否断然政府ニ請求アランコトヲ今日陸軍省エ内陳ス」（一五日）、「西郷先生ヲ訪ヒ台湾事件ヲ内談ス」（一六日）とあり、琉球藩の設置を境に、隆盛らが留守政府へ圧力を強めていたことがわかる。

琉球藩設置以後、副島を中心に台湾事件の報復案の作成は進められた。副島が駐日米国公使デロングに琉球藩の設置を伝えた際、デロングから台湾事件が事実かどうか確かめられた。副島は「此事件実ニ然リ故ニ日本政府ヨリ速カニ此土人ヲ罰スルノ挙アラントス」と答え、デロングへ「『フアルモサ』（台湾）ノ詳細」についてたずねた。一八六七年三月にアメリカのローバー号が台湾蕃地の近くで座礁し、上陸した乗組員が先住民に殺害される事件があったからである。³⁵ 副島はアメリカが「此嶋人ヲ征伐セシ事情主意成功等ノ事」についてたずね、さらにアメリカ「海軍士官ヨリ此島ノ地図或ハ海図ノ写シヲ何ニテモ得サセ呉レヨ」と願ったという。デロングは、アメリカへ帰国する途中でちょうど横浜に滞在していたリゼンドルを紹介しようと考えた。リゼンドルは、駐廈門米領事としてローバー号事件の際に先住民と交渉した経験をもち、「『フアルモサ』ノ海岸内地及ヒ人民等ニ関スル地図海図及ヒ写真鏡画等ノ完全ナル者ヲ具ヘテ所持」していたのである。³⁶ なお、デロングは副島の様子から、國務長官フィッシュへ「総テ此等ノ事情ヲ見ルニ此島ヲ征伐スルノ意アルコト顯然ナリ」と伝えている。

九月二三日（一〇月二五日）、副島は外務省で再びデロングと会見し、リゼンドルについて色々となすねた。³⁷ デロングはリゼンドルを「厦門ニ在留罷在候一体同人ハ戦功ノアル者ニテ我国ニゼネラル官ニ被任以前南亜米利加伯刺西兒公使ヲ勤メ居我大統領ニモ深く委任致シ置候者」と説明し、台湾について次のように紹介した。

台湾ハ氣候モ宜ク且膏腴ノ地ニシテ米砂糖芋並ニ鉦山モ数カ所有之港モ宜シク外国人ニ取りテハ至極便利ノ場所ニテ外国人中ニモ着目致シ居リ候者モ有之由右ハ支那ニテ管轄トイヘドモ其命令モ行ハレザレバ則チ浮キモノニテ取ル者ノ所有物ト相成可申候

デロングは台湾がいかにか魅力的な土地か話し、暗に留守政府へ台湾の領有をけしかけたのである。副島が台湾を「所望ノ地」と認め、アメリカの「御見込」を聞くと、デロングは「米國ニテハ他國ノ地ヲ所有スル事ハ不致儀」とし「我友睦ノ國ニテ他國ノ地ヲ所有シ広殖スル儀ハ好ム所」と答えた。

副島が、台湾蕃地が清國の支配權下かどうかをたずねると、デロングは「支那管轄ニ候ヘトモ其政府ノ命令ハ行レズ」と答え、清國に「掛合」し期限をきめて処罰を求め、もし期限をすぎれば「貴國ニテ直ニ保護ノ手続等台湾土人へ直ニ御掛合御処置」するよう助言した。そして、台湾の「海岸地圖等我方軍艦ニ可有之候間及バズナカラ御用旋可致候」とし、駐清米國公使フレデリック・ロウへ「其手続申通万事御尽力致シ候」と約束し、日本の「御見込」が決まったら「御漏シ」するよう求めた。

副島はデロングにうながされ、その場で次の「見込三等」を示した。おそらく、外務省御雇外国人スミスの助言により、すでに報復案を考えていたのだろう。

第一 支那政府ニテ琉球人ヲ殺害候土人ヲ罰シ候歟其儀能ハザレバ左ノ如シ

第二 支那ト日本ト戮力シテ土人ヲ罰シ候積右モナラザレバ第三ノ如シ

第三 支那ノ手ヲ経ズ直ニ台湾島へ問罪ノ官員ヲ派出ノ目的

そして、「我方ニテハ第三ノ手續ニ可致見込ニ有之候」と述べた。

これをうけ、デロロングは副島へ「支那へ厳シク御掛合相成候ニハ台湾ハ何レノ所屬ナルヤヲ問ヒ彼所屬ト云ヘバ罰シ方ノ儀ヲ申入」れるよう述べたが、デロロングによれば「支那人ハ容易ニ承諾スルトモ約ヲ果サザルハ彼ノ情ニ付違約候ハ必然ニ付其節直ニ台湾へ御掛合相成候手續ノ方可然」とのことであった。また、副島は「罰シ方所置」に際しては「一万位ノ兵」を台湾蕃地へ派遣するつもりと述べたが、デロロングはリゼンドルが信頼する先住民の首長へ「我人民保護ノ為メ砲台ヲ設候ト申入」、「約ヲ結び地ヲ借り其上兵備ヲナス」よう助言した。

九月二四日（一〇月二六日）、副島はデロロングやスマスの立会いのもと、横浜でリゼンドルと初めて会見した。³⁹二人は、まず鄭成功のことなど台湾の歴史について話し、続けて副島が「此度日本ヨリ掛合ノ次第」について「腹藏ナキ処」を述べるよう頼んだ。リゼンドルは、ローバー号事件の際のことを話し、清国へはまず「燈明台建築致スベク旨」を「掛合」、おそらく清国は建築できないので「左スレバ兵隊ヲ向ケ砲台ヲ築キ此方ニテ守衛」するよう助言した。そして、その際には、リゼンドルが信頼する首長「トキトクニ談示候ハバ砲台築造ノ都合ハ出来可申候」と述べた。

副島にとってリゼンドルとの出会いは大きかった。『副島大使適清概略』には「半日ニシテ想見ノ晩キヲ恨」むとあり、二人は二六日にも東京の延邊館でスマスと共に会見し、より具体的に、清国との交渉の仕方などについて話し合った。⁴¹リゼンドルは、台湾事件について「人民保護ノ為メ砲台燈台建築ノ儀」を、清国へ厳しく掛け合うことが「万国公法ノ道」であるとし、清国へ期限を定めて回答を求め、「支那政府ニテハ防禦不行届旨回答可有之其節ハ人民保護ノ為メ此方ガ砲台燈台等建築防禦可致」として「地所備用ノ儀」を掛け合

うよう助言した。副島は「此度ノ儀ハ支那政府ヘノ掛合余程六ヶ敷候其訳ハ琉球ハ支那日本兩國ニ属シ居リ候」と打ち明けたが、リゼンドルはそれに答えず、清国は台湾を「他国ノモノ」と思っており、「何国ノ管轄ニ相成候トモ宜シク候ヘトモ可成ハ亜細亞洲中日本ニテ所轄被成候ヘバ先ツ相当」と考えていると述べた。リゼンドルもまた台湾をとるよう副島へすすめたのである。

なお、台湾を支配するためには軍隊が必要だが、副島はふたたび「一万位ノ兵ハ容易ニ差出シ可申候」と請け負った。「是迄日本四十万余ノ武士何レモ勇剛難御者ニテ此等有事ハ喜テ出兵可致候」というのである。このように、副島は士族を出兵しようとしており、「貴下ニ面晤セサル迄ハ一万ノ兵牡丹へ出張上陸為致夫ヨリ掛合候ハ一言モ申ス間敷ト存シ若シ不申聞候ハ直ニ征伐可致見込」であつたと述べている。しかし一方で、副島は「支那トノ交際上」の問題となることも強く懸念していた。しかし、リゼンドルはふたたび「万国公法」を持ち出し、「人民保護ノ儀支那政府ヘ掛合同政府ニ於テ保護不行届旨申ス時ハ此方ニ於テ致保護候旨」を掛け合うことが「至当」だとした。副島は「手ヲ下ス順序ノ見込無腹藏御申聞有之度候」と求め、リゼンドルは「至当」と相談し、「帰帆迄ニハ地理等ノ事迄委細書留可差進候」と返答した。こうして、リゼンドルは台湾事件に深くかかわることとなった。

九月二六日（一〇月二八日）の樺山の日記には「台湾事件順序稍々調査ノ上外務省ヨリ意見書提出ニ進行ス」とあり、リゼンドルを紹介されたことで、副島は急いで報復案の作成に着手したようだ。副島はリゼンドルやデロングの助けを借り、思いのほかの速さで報復案を作成を進めた。樺山の一〇月三日（一一月三日）の日記には次のように記されている。

午前七時西郷氏ニ赴キ同袖ニテ副島次郎殿ニ面会ス台湾事件ナリ又西郷先生ニ赴ク外務省ノ意見書昨日正院へ提出ナリタリ副島氏非常ニ尽力ニテ調査ノ始末善ク事ノ緩急ヲ斟酌シテ意外ニ迅速ニ進行ヲ見ル両三日中裁

決ニナル筈ナリ

副島は二日に「外務省ノ意見」を正院へ提出していた。隆盛はその内容を高く評価しており、「兩三日中」に「裁決」されるだろうと考えていたのである。おそらくこの「外務省ノ意見」とは、『副島大使適清概略』に掲載されている次の文書のことだろう。⁴²

外人ノ台湾ヲ覬覦スル者ヲシテ敢テ我カ王事ヲ妨ケシメス清人ヲシテ生蕃之地ヲ甘讓セシメ土地ヲ闢キ民心ヲ得ンコト臣ニ非ンハ恐ク成ス所無ラン請フ親ヲ清ニ適キ換約ヲ籍リ以テ北京ニ立入り各国公使ヲ説倒シテ其娼疾ヲ絶チ清ノ政府ト調帝ヲ論スルニ因テ告ルニ伐蕃ノ由ヲ以テシ其經界ヲ正シテ半島ヲ開拓セン

副島は、欧米諸国の公使を説得し、また同治帝との謁見問題を利用して台湾蕃地への派兵を清国に認めさせて台湾蕃地を日本の領有とするため、日清修好条規の批准書の交換を表向きとして清国へ渡ることを求めた。

しかし、この時点で、報復案の詳細はまだ詰められていなかったようである。デロロングによれば、副島は九月末から「兩度にわたってデロロングを訪い、台湾問題について協議し、十一月五日（旧曆一〇月五日）のごときは、ほとんど深夜に及ん」でおり、その際、「行動計画はまだきままっていないが、外務卿は行動計画を在北京米国公使館および國務省の意図に合致するように作成すると言明した」という。⁴³

2 大蔵省による批判

大蔵省三等出仕洪沢栄一によれば、当時の政府は「各省布置之体未タ宜を得ず其任重に過ぎ其責明かならず、加之立法も行政も各省之を兼持して而して正院ハ唯空權を握り、虚位を頼て其中間ニ居候姿」であった。⁴⁴ このよ

うに正院は各省からの建議を追認するのみとなっており、「外務省ノ意見」は隆盛の支持もえていたから、正院にこれを止めることは到底できなかつただろう。大原重実によれば「条（三条）公前には同意無之処卿（副島）より再三其利害得失を被述終に領掌に相成たるよし」⁴⁵であったという。こうして、廟議は隆盛らの希望通りに進み、一〇月九日（十一月九日）には樺山へ「清国台湾へ為視察被差遣候事」が達せられ、翌一〇日の日記には「篠原冬（国幹）氏二赴ク今夜二及ヒ緩話ス西郷先生モ暫時来座ニテ台湾事件大体決議ス本日廟議千載ノ愉快本邦ノ盛挙微力ヲ尽スノ時機来レリ」と記されるにいたる。

しかし、廟議の決定を目前に、副島の報復案は井上や渋沢ら大蔵省から強く批判されることとなった。当時、井上は生母の喪に服しており、渋沢が代理として廟議に出席していた。渋沢によれば、一三日、「条公之邸に於て始而拝承任、其節より切に其不可を上申」⁴⁶したという。副島の報復案は、井上ら大蔵省からすれば「『浮費多き患』の典型」⁴⁷であり進退を賭けるほどのものだったのである。

それでは、副島の作成した報復案はどのようなものだったのであるか。井上が一〇月一八日（十一月一八日）に木戸へ宛てた書簡、同月二日に大蔵少輔吉田清成へ宛てた書簡、渋沢が起草し井上が三条へ同月二六日に提出した建白書から、廟議で議論された報復案の内容がわかる。書簡の内容には重複する部分もあるが、それぞれの書簡・建白書より該当する箇所を紹介しよう。まず、一〇月一八日付の木戸宛書簡では、次のように記されている。⁴⁸

ホルモサは要衝の一嶋、嘗て蘭人の関する地と〔な〕り、英米等窺之久し、併未た其罪名を得されはなり、故に此機に乗し支配候談判に及び〔注 回国よりもホルモサの地半分は其政令被行、半分は終政令も不被行よりし〕〔て〕夷狄の巢窟と相成候由〔原文ニアリ〕なは、同政府は百事錯雜之を統括するの意なし故、リコーシヨウ〔人名〕に命し此吾使節に応接をなせ〔ママ〕しむるならん、当時同人は支那一人の人物故、之離間之策を施す、必免官なるべし、さすれば彼の嶋は同政府に更に保護するの論はなく、故日本政府より自由に其罪を

問ふへしと返答する必然なり、との大意にて、殆我掌握の内と云気色なり。

一〇月二二日付の吉田宛書簡では、次のように記されている。⁴⁹

外務省にて台湾進取之建議有之（是ハ琉球人民台湾中生蕃と唱ふる種族之殺害を受候ニ付其冤を解ク為メ支那政府へ迫り 品ニ寄り海軍之威力を以て支那を懾服せしめ 其勢ニ乘し台湾島を我版図ニ帰せしむるの論なり）
一〇月二六日付の建白書では、次のように記されている。⁵⁰

前日公参議及海陸諸省の長次官を其邸に合同せしめ、台湾島生蕃人我琉球国民を横殺せしより、政府斯民を保護するの義務を尽し、皇威を海外に輝かせしめんため、先づ使臣を支那に遣し、生蕃の残虐無状と其由来する所とを陳弁極論して之を支那政府に詰問し、以て生蕃の支那政府の統管に属するや否を判し、其答辭に従て、直に問罪の師を興し、頼て以て生蕃之地を略せんと議あり。且其使臣を發遣するに於て、彼是之事情は已に詳悉にして其方略も具備すれば、若し或は支那政府の其答に緩慢なるを予謀し、殊に我軍を使臣に副へ、兵力を以て之を促迫すべしと。

副島の報復案は以上より、まず使節を清国へ派遣し、台湾事件について詰問し、台湾蕃地への清国の支配権を確認するが、それは出兵を前提とするもので、台湾蕃地の領有を目的としていたことがわかる。欧米諸国は「要衝ノ一嶋」である台湾の領有を狙って久しいが、その名義がなく困っているから、この機会を逃すべきではないとし、清国は台湾蕃地まで支配する意思はなく、軍隊を随行させ軍艦で清国に乗り込み、直隸総督李鴻章さえ「離間之策」を施して免官させれば、清国は恐れおののき、日本に出兵の自由を認めるだろうというのである。

なお、この報復案の作成が、リゼンドルの提出した四通の覚書に基づくことは、すでに先行研究で言及されているとおりである。しかし、紙幅に余裕がなく、その内容については石井孝氏や毛利敏彦氏などによって詳しく紹介されているため、四通の内容については簡潔な紹介にとどめた。⁵¹

リゼンドルはまず、「資本主義諸国は未開民族を『開化』させる—資本主義世界に編入する—権利があり、もし『開化』を拒否すれば、その地に殖民する権利をもつ」とし、清国は台湾蕃地の「開化」を怠っているので、アジアにおいて「開化」の先頭に立つ日本が「台湾を領有し、この地を『開化』させる最大の権利をもっている」と述べる（第一覚書）。そして、清国との交渉に際し、宮古島（のち長崎に変更）へ八〇〇〇名の軍隊を準備しておき、清国の南岸や台湾の周辺に軍艦を往来巡視させ、清国に圧力をかけるよう述べる。なお、「虚喝」が通じず交渉が決裂したら、台湾のみならず厦門まで占領し、清国と講和するよう進言する（第二覚書）。さらに台湾蕃地の平定策についても述べる（第三覚書）。そして、リゼンドルは当時の国際情勢を鑑み、日本は東アジアへ広く進出すべきだとも論じる。リゼンドルによれば、清国との開戦の名義さえあれば西欧諸国は台湾と澎湖諸島を奪いにくるはずだとし、それならば清国は西欧諸国より日本に領有させた方がよいと考えるはずだと述べる。そして、西欧諸国は互いにけん制しあうから、むしろ日本がこれらの島々を領有することを西欧諸国も歓迎するだろうとする。さらにリゼンドルは朝鮮半島を領有するよう進言する。朝鮮半島は「亜細亜北方ノ第一ノ要所」であり、日本がこれらを領有すれば、東アジアへの進出は自由自在なのである。リゼンドルは、急速な近代化によって多くの士族が不平不満を高めていることに触れ、このままだと不平士族たちは反乱をおこなうなど明治政府の懸念材料となるが、台湾蕃地や朝鮮半島への出兵に用いれば、国威を輝かすことができるという。リゼンドルは、日本がこれらの地域を領有し、貿易を盛んにすれば、その利益は西欧諸国にも及ぶから、西欧諸国も日本の東アジアへの進出を認めるだろうというのである。なお、以上の計画を実行するには、清国と開戦する必要がある。リゼンドルはそれを清国皇帝との謁見問題に求めた。当時、欧米諸国は清国に公使を派遣していたが、清国皇帝に謁見できずにいた。リゼンドルは、この問題によって欧米諸国の不満が高まっている現状をうまく利用し、台湾事件への処分を強く求めることで、清国との開戦にもちこみ、台湾および澎湖諸島の領有を実現させようと

したのである。リゼンドルの想像はさらに飛躍し、将来的には「東京を首都とする日中両国を統一した新帝国の成立という、きわめて空想的な構想」⁵³を述べるにいたっている（第四覚書）。

福島の報復案は、リゼンドルの覚書に基づく壮大なものだったのだろうか。参議大隈重信の回想によれば、「朝鮮台湾を併せて露国の東漸を制す」⁵⁴るこの計画は、「亜細亜経略論」と称され、「陸海軍人達は大いに喜んで：副島の処へ聴講に押しかけた」という。また、『副島大使適清概略』によれば、この頃、一部の「海陸軍ノ士」には「朝命ヲ待タス自ラ生蕃ヲ討ン」とする強硬論が生じており、副島は「外務ノ権」によって清国や西欧諸国と交渉して出兵を妨げる要因を除いたのち、「専ラ諸君ノ力ヲ用ヒ此地ヲ取テ我カ有ト為シ永ク皇国ノ南門ヲ鎮メンコト」を述べ、彼らの「過激ノ氣」を抑えたという。⁵⁵

このような「空想的な構想」は、不平士族や一部の軍人には喜ばれるものであっただろうが、井上からすればとても認められるものではなかった。当時、井上らは予算経費をめぐって各省と対立を深めていた。いわゆる各省定額問題である。一八日付書簡によれば、洪沢は「諸長官ノ会議」で内治優先の立場から「不同意ヲ申立」⁵⁶たが、副島の報復案を「不満ニ思フ者、大蔵連中山狂（山県有朋）・鳥尾（鳥尾小弥太）杯ノミ」で、「両三日中再会議ノ企」⁵⁷があり「終ニ論破スル不能」様子だったという。なお、八月に建議書を提出していた山県らが反対したのは、大島明子氏によれば、台湾蕃地への出兵は「正院による雄藩旧藩軍の再召集によって可能となるもので」、藩軍を解体し徴兵制による新軍制を創設したい山県らの構想を「一挙に吹き飛ばす可能性があったため」という。⁵⁸

洪沢の回想によれば、廟議では「副島と私（洪沢）とで大に議論を闘はしたので、他の人達は多く云はなかつた。何れかれこれ云つた人はあらうが、主として兩人で論争した」というが、井上が嘆いたように、廟議は副島の報復案を採用する方向に大きく傾いていたようである。デロングによれば一〇月二日（十一月二日）、副島は「三条太政大臣とともに天皇に謁したが、天皇はあらゆる反対にもかかわらず、この計画を実行しようとする意向

を宣言したことを告げた⁵⁸という。

しかし、洪沢らの反対は、三条を動揺させた。一〇月二七日、井上は洪沢へ宛て、一〇月二六日付建白書を「条公へ拜謁呈上、且書外ハ言頭ニ尽シ候処、既ニ大隈より大略申出居、粗其斷之暴ナルヲ知り、大隈共々悔語（マ、）之姿之処分明ニ相成、実ニ一々実着之論憾（マ、）服ニ候故、断然兵を携へ使臣差贈ル杯之処置相止可申との事ニ候⁵⁹」と伝えている。井上らの反対をうけ、大隈も副島らの「きわめて空想的な構想」を採決しようとしていたことに悔やみ、「兵を携へ使臣」を清国へ派遣することを中止したのである。三条は大隈を強く信頼していたようなので、大隈に再考を求められ考えを改めたのだらう。⁶⁰

3 副島の使節派遣の決定

樺山の一〇月二五日（十一月二五日）の日記に「西郷先生ヲ訪ヒ面談ス又伊集院直（兼寛か）氏ヲ訪ヒ台湾事件幾于ノ議論起リ居ルト」とあるように、樺山らも廟議の風向きの変化を感じていた。樺山は一〇月三〇日に海軍少輔河村純義を訪れるなど、「使臣」派遣のため慌しく動いた。樺山らが焦っていたのは、十一月五日（十二月五日）の日記に「台湾事件未タ決定ニ至ラス先生帰省ノ機会ハ切迫ナリ」とあるように、隆盛が鹿児島へ帰郷することとなっており、その期限が迫っていたためである。家近良樹氏によれば、鹿児島では島津久光を中心に「反西郷グループ」が隆盛への批判を強めており、「久光にお詫びを申し上げるため⁶¹」、隆盛は帰郷することを決めていたという。なお、家近氏は「明治五年の夏期に入っても、西郷は対外問題にさしたる熱意を有してはいなかったのでは」とも指摘している。⁶² たしかに隆盛が台湾事件の報復案をどのように見ていたのかわからないが、「使臣」派遣の決定を帰郷の手土産にしようとしていたことは間違いないだろう。樺山が九月五日（一〇月七日）の日記に「田

中（綱常か）大尉等余ノ帰營スルヲ俟チ居リ台湾征討論盛ナリト」と記しているように、鹿児島士の族たちも留守政府の決定に大きく期待していたのである。後述するように、清国へ向かう途中、鹿児島に立寄った副島を久光は歓待している。隆盛からすれば、鹿児島士の族たちの不満をしずめるためにも、士族たちの納得する報復案を決定し帰郷したかっただろう。

樺山の十一月七日（十二月七日）の日記には「西郷先生ヲ訪フ兩三日中決議スル積ナリ」とあり、隆盛が「使臣」派遣の決定のために動いていたことがわかる。報復案に否定的だった大隈が、灯台視察などを目的として一〇月二九日から十一月二八日まで東京を離れたことも、廟議の行方に影響しただろう。翌八日の日記には「桐野（利秋）氏ヲ訪フ使節ノ件悠々不断ナリ切迫ナル故ニ明朝山県大輔ニ突込ム積ナリ別府新（晋介）同行先生ニ赴キ今夜桐野氏ニ泊ス」とあり、三条が「悠々不断」（優柔不断）をおこしていたため、桐野や別府と共に「使臣」派遣に否定的な山県へ「突込ム」ことにしたようである。

このような隆盛や樺山らの働きかけによって、風向きはふたたび大きく変わった。九日、三条邸で評議がなされ、「使臣」派遣が決まったようだ。樺山は同日の日記に「使節云々正月二期限決議ス国家ノ為メニ安心ナリ：先生ハ明日帰省ニ就カル、筈ナリ」と記した。改暦のことはすでに諸省へ通知されていたから、ここでの「正月」とは明治六年一月と考えてよいだろう。こうして「使臣」派遣の決定に安心した隆盛らは翌一〇日、東京を出発し鹿児島へ向かう。なお、一七日に鹿児島へ着くと、樺山はすぐに分営に赴き、「台湾事件使節派遣等従来ノ始末ヲ詳報」すると、「一同歡喜少カラス」であったという。また、同日、樺山は「県庁ニ出頭大山參事ニ面会シ同様報告」している。

東京では十一月十九日（十二月十九日）、副島に「爾種臣外務ヲ総理スルノ全権ヲ以テ清国ニ適キ条約ヲ互換セヨ前ニ使臣柳原前光ヲ遣ハシ議准セシ事宜ハ一々照弁シテ可ナリ今清帝婚儀已ニ諧ヒ且政ヲ親セントスト聞ク朕

当サニ書ヲ送り賀ヲ伸フヘシ爾種臣其之ヲ致セ欽哉⁶⁴」として、全権大使として清国へ派遣されることが命じられ、同治帝への国書も下賜された。なお、副島はリッゼンドルを「使節ノ参謀職⁶⁵」として随行させることを希望し、一五日、三条に外務省二等官として月給一〇〇〇円で雇うよう求め、二八日に准二等として外務省へ出仕することとなった⁶⁷。

しかし、副島が予定通りに出発することはなかった。留守政府内では、副島の渡清決定以降も報復案について批判が続いていたためである。当初、副島らは準備を整え、すぐに出発する予定だった。渡清を命じられた翌二〇日、柳原は上海領事品川忠道に宛て、「至急⁶⁸」、李鴻章へ照会文を送り、受け入れの準備を整えるよう送っている。また、明治六（一八七三）年一月六日、三条は岩倉に宛て「一月下旬には相発候筈に有之候⁶⁹」と伝えている。しかし、この直後に三条はふたたび「悠々不断」をおこしたのである。隆盛より早く帰京した樺山は、一月一二日の日記に次のように記している。

外務省ニ赴キ副島卿ニ面会ス支那行猶予トナル昨夜三条公ヨリ西郷参議帰京ノ上ニテ出発スヘキ旨内達アリ甚
 タ意外ナリ自然大蔵省ノ論ナラントノコトニテ速ニ陸軍省ニ赴キ西郷氏ニ問フ大蔵省ノ論ニ非スト例ノ悠々不
 断ナリ

大原が一月二二日、岩倉に宛て「日本清国との交際も是より破れ候か然れば中々以不容易事に可相成の恐れあり」と述べているように、交渉の仕方によっては清国と開戦の危険もあった。三条もそのことは十分に承知しており、先に紹介した一月六日付の書簡では、岩倉へ「台湾一件清国に於て關係不致か或は其処置を不肯之時は自我政府直に処置可致之内決に御座候右は頗重大之事件に御座候得共不得止之務にして機会を失候得は不都合之事に候間右之通評議相決し候事に御座候」と述べ、副島の使節派遣は「頗重大之事件」であるが、絶好の「機会」を失う恐れから致し方ないこととし、そもそも日本が「直に処置」をおこなうのは、清国政府が台湾蕃地との「關係」を

否定するか、生蕃への「処置」を拒否した時に限るとしている。

ただし、副島の使節派遣の決定後に作成されたと考えられる「第五覚書」⁷⁰では、いかに清国政府を欺き、副島の目的が台湾と澎湖諸島の領有にあることを悟らせず交渉を進めるかしか書かれていない。リッゼンドルフは陸海軍の準備を整えておき、もし清国が副島の要求をどうしても拒否するならば、開戦の用意があることを通告するよう述べている。大原も先に紹介した一月二日付書簡において「卿（副島）の趣意は斯の機会を以て日本亜細亜に威を張の時節と見込まれ候」と記し、清国との開戦の危険については「我国練兵未だ多からす内金穀に乏し是可慮の第一なり然れとも外務卿は之を尽く弁せりと云て断然と決心あり」と述べている。先述したように、副島は不平士族を利用しようと考えていたが、大原も「方今徵兵令の布告有之是迄の徵兵は一旦解放に相成且又士祿をも被削候に付右等の鬱憤を国外に漏さしむるの策をも被考候」と述べている。井上らの反対によって「兵を携へ使臣差贈ル杯之処置」は一旦中止となったが、副島は考えを変えていなかったのである。そのため、洪沢が一月一六日に吉田へ宛て「正院に於て：各省之請求次第金穀之事ハ唯大蔵へ御任せにて其責にも関与せざるの姿ニ有之、甚しきハ之を嫌ひ之を疑ふの御処置より相生し候事にて：台湾討伐杯之空論而已ニ御座候⁷¹」と述べているように、井上らにとって大きな懸案であることに変化はなかった。このように両方から「悠々不断」を批判され、三条は隆盛の帰京をまつて最終的な決定をすることにしたのだろう。

隆盛の帰京は遅れており、二月にはいっても副島の使節派遣は依然として決定していない。三条は二月一〇日、岩倉に宛て次のように述べている。⁷²

先便申述候外務卿清国へ為使節派出之義内決相成候得共台湾一条廟議一決にも至急候次第有之弥何頃発遣と申事も未定に御座候間御心得迄に申上置候先頃粗内陳仕候得共其後議論も有之儘に決定不仕候間左様御聞可給候猶一定之上は速に内報可申上候

このように、副島の使節派遣への懸念から、留守政府内では議論が続いており、「一決」されていなかったのである。なお、一月二日に洪沢が井上に宛て「ホルモサ一件先頃之来論も御座候得共、何分副島発遣之義ハ既ニ決定ニ付難引戻、尤条件ハ教令にて屹度相達候間、決而相悖候談判ハいたす間敷、其辺御懸念無之様と大隈より内話有之候⁷³」と伝えていたように、副島はすでに全権大使に任命され、清国へも照会文を送っていたため、使節派遣を中止することは難しかった。そのため、大隈は「教令」をつけ副島の交渉を制限しようとしていたが、使節派遣の目的をめぐって議論が続いていたのだろう。それゆえに三条は、大原が二月一六日、岩倉に宛て「外務卿の支那行も此節々と申のみにて一向進発にも不相成右も西郷の帰京を被待候趣に有之候⁷⁴」と述べたように、隆盛の帰京を引き続き待つしかなかった。

こうしたなか、留守政府は清国へ派遣していた留学生に台湾の調査を命じている。二月一四日、正院は外務省会計掛へ「今般佐賀県士族成富忠藏台湾江被差遣候二付而者御省官員モ同様被差遣候趣⁷⁵」と伝えており、一二日、正院から成富に加え、福島礼助、黒岡勇之丞、水野淳藏の四名に「清国視察申付候事⁷⁶」が命じられた。すでに台湾の視察は樺山が命じられているが、台湾事件の報復案を「一決」するため、より一層の調査をおこなうこととしたのだろう。

いつまでも使節派遣が決まらないことに副島は焦りを見せ、二月一七日、大隈に宛て次のように述べている。⁷⁷

下官出発廿四五の比に取極候半では何分支那政府江対候ても不都合候間今晩相公（三条実美）枕辺に於御評決相成度、台湾半島丈ならば舌上にて受取候義は随分御受合可申、全島ならば兵戈にも可及歟も難計、併半島受取居候ならば四五五年間にて全島も舌上にて手に入可申、此度の機会不可失と存候。可然御取計可給候也。

先行研究においてこの書簡は、副島の「大言壯語⁷⁸」として、副島の「亜細亜経略論」を象徴するものとして紹介されてきた。たしかに副島は、交渉だけで台湾半島を手に入れ、四五年かければ、兵力を用いなくても台湾全島

を手に入れることができると見えを切ったのであるが、これまでの経過を踏まえれば、このような強気の発言は、むしろ副島の焦りを示しめしていると考えられよう。副島は大隈の力を借りて使節派遣を決定しようとしたのだろうか。

大隈には「正院の大勢に対してむしろ妥協的順応的」な面があり、『大日本憲政史』によれば、台湾事件への報復自体に反対していた井上と異なり、大隈は「外交上の見地より先づ清国政府と折衝し、其異議なきや否やを質して、出師に及ぶも遅しとせず⁸⁰」と主張していた。留守政府内が台湾事件の報復案をめぐる対立を深めるなか、大隈は折衷案を示したのではないだろうか。また、偶然にも同日、井上が大坂に向かうため東京を離れた。このことも、廟議の行方に影響しただろう。⁸¹ こうして、この日の廟議で副島の使節派遣がふたたび決定したようである。

二月二四日、副島は駐英公使寺島宗則に宛て「我国ト清国条約ヲ交換ノタメ拙者出張ノ義ニ付同国政府工懸合候」と伝え、⁸² 二七日には太政官から海軍省へ、「外務卿副島種臣為特命全権大使清国へ被差遣候ニ付軍艦二艘可差出候事」を命じられている。これをうけて海軍省は、龍驤艦と筑波艦の二艘を用意すると回答した。⁸³

そして二月二八日には、副島へふたたび「特命全権大使トシテ清国へ被差遣候事」⁸⁴ が命じられ、三月九日に太政官より「明治五年十一月十九日上諭ニ曰ク前ニ大蔵卿伊達宗城カ清国ニ適テ議立セシ両国修好条規通商章程等ニ定メタル条々ヲ閱シテ既ニ永遠執行ヒ愈ヨ友誼ヲ敦クスヘキ旨允准シタレハ外務大臣副島種臣ニ申付書判ヲ加ヘ取換セシ上右条約内必ス行フヘキノ諸事件ヲ全国府県ノ大官等へ布告シテ総テ一般ニ相照ラシ弁理セシムルモノ也」との委任状が達せられた。

なお、一月の際と大きく異なり、この表向き達のほか、台湾事件についてもいくつかの達しがなされた。二月二七日には太政官から副島へ「生蕃暴逆ノ事件清国政府ニ欽使被遣談判及候者敢而事ヲ喜々遠略ノ計ヲ被為企候訳ニ無之全ク国民ニ対スル義務ヲ被為尽候御趣旨ニ付第一号ヨリ五号迄ノ覚書ノ趣ハ不被為御沙汰候事」⁸⁵ と達せ

られ、今回の使節派遣はリッゼンドルの覚書に基づく「亜細亜経略」のためではなく、「全ク国民ニ対スル義務ヲ被為尽候御趣旨」であると釘を刺された。また、三月九日には、右で紹介した委任状のほか、明治天皇から副島へ「朕聞ク台湾嶋ノ生蕃数次我人民ヲ屠殺スト若シ兼テ問ハスンハ後患何ソ極ラント今爾種臣ヘ委スルニ全権ヲ以テス爾種臣其往テ之レヲ伸理シ以テ朕カ民ヲ保ンスルノ意ヲ副ヘヨ欽メ哉」と達せられ、「朕カ委任スル要旨ヲ宣示ス」として次のように伝えられた。⁸⁶

一 清国政府ニ於テ台湾全嶋ヲ其所属地ト為シ右談判ヲ引受ケ其処置ヲ施スコトヲ委任スルニ於テハ横殺ニ逢シ者ノ為メ十分ナル伸冤ノ処置ヲ責ムヘシ

但右処置ハ罪人ヲ相当ニ罰シ横死ニ逢シ遺族ノモノニ若干ノ扶助金ヲ与へ且尙後取締ヲ右ノ如キ暴逆ノ所業ナキコトヲ堅ク保セシムル事

一 清国政府ニ於テ若政権ノ及ハサルヲ以テ之ヲ其所属地トセスシテ右談判ヲ引受サル時ハ之ヲ朕カ処置ニ任スヘシ

一 清国政府ニ於テ若シ台湾全嶋ヲ属地ト為シ事ヲ左右ニ托シ其談判ヲ引受サル時ハ清国政府政権ヲ失セル次第ヲ明弁且ツ生蕃人無道暴逆ノ罪ヲ論責シ而シテ服セサレハ此上ノ処置朕カ意ニ任スヘシ

一 右談判振三条ノ外ニ出ル答アラハ公法ヲ遵守シ公権ヲ失ハサルヨウ審思注意シ臨機ノ談判ヲナスヘシ

副島に、清国が台湾蕃地への支配権の有無についてどのように考えているか問うよう命じ、もし清国が台湾蕃地への支配権（もしくは処罰）を否定しても、「朕カ処置ニ任スヘシ」とのみ答えるよう命じた。同日、太政官は外務省へあらためて「清国ノ義ハ我国ト往来スル事一朝ニ非ス曾テ隣光ノ誼アリ今又訂交ノ約書ヲ交換セントス此際生蕃暴逆ノ事件ヲ談判スル全ク我政府国民ニ対スル義務不得已ニ出ツ故ニ交際ヲ重シ和平ヲ旨トシ両国間覚障ヲ生スル事ナキヲ要トス」⁸⁷とも達している。

このように三条は大隈の折衷案を採用し、副島には多くの「教令」が達せられ、交渉における自由を制限したのである。しかし、井上が大隈に宛てて三月一日、「仮令如何程之委任状之制限有之候とも自然言語之上ニおいて失策候而他日其責ハ使節一人江帰し可申敢て政府之失策ニ無之と雖政府美事ニ無之候⁸⁸」と述べているように、交渉が始まってしまえばどのような結果になるかはわからない。このように多くの不安が抱えられたまま、副島は清国に向けて出発するのである。

三 北京における副島全権大使の交渉

1 副島全権大使の出発

副島を大使とする使節団には、一等書記官として柳原、二等書記官として外務少丞の平井希昌と鄭永寧、三等書記官として外務省六等出仕林有造・外務少録西川定則・外務省一三等出仕田中好彝の三名が任命されたほか、リゼンドルも当初の予定通り参謀役として加わった⁸⁹。柳原らは先に出発し、副島は三月一二日、リゼンドルと平井、鄭を従え、龍驥艦に乗艦し筑波艦とともに横浜を出港した。なお、「我国大使ヲ派スルニ御国艦ニ駕シテ出海スル」ことも「御国軍艦ノ海外ニ航スル」こともはじめてだった⁹⁰。

副島らは途中、一九日に鹿兒島へ到着して隆盛や久光と面会した。久光は「大ニ喜ヒ越時市街ニ朗吟⁹¹」したという。樺山は三月五日、鹿兒島で柳原と面会し、使節派遣の決定を聞き「意外ノ決議ニテ踊躍ニ堪ヘタリ」と日記に記していた。隆盛も固唾をのんで使節派遣の行方をみていただろうから、副島の到着に安心したことだろう。

副島らは、三月三十一日に上海に到着し、ここで樺山と合流した。四月八日、一行は筑波艦に乗り換えて上海を出発し、その後、「天津外国人ノ備用河道汽船」にふたたび乗り換え、二〇日に天津へ到着した。ここで副島らは李鴻章と会見し、「本国外務繁劇ナル故速ニ条約ヲ換ヘ入京謁帝事畢早日帰国セント」を伝えていた。三〇日、副島は李と日清修好条規を交換し、五月五日に天津を出発した。こうして一行は、七日、いよいよ北京に到着した。一四日、副島は柳原と鄭を総理衙門へ遣わし、国書の副本を示し同治帝との謁見の日程を決めさせた。しかし、ここで当初の予定通り、謁見をめぐる問題が生じた。副島は、「皇帝謁見の礼を国際的慣例に従わせ」、また、当時、北京にはロシア、ドイツ、アメリカ、イギリス、フランスの五か国の公使がすでに滞在していたが、「大使の位階をもつ自分を北京駐在外国代表の筆頭として、第一番に謁見させるべきことを強く主張した」のである。⁹²謁見問題は、想定の通り暗礁に乗り上げた。

この間、副島は各国公使と台湾や朝鮮の問題についても意見を交わしていたようである。三日、駐清英国公使ウエードから「台湾生蕃ノ処分及ヒ朝鮮王ト交際事宜等」について問われ、副島は「其ノ事ニ害無キ所ノ者ヲ以テ之ニ答」えたという。しかし、ウエードの理解は十分にえられなかったようである。九日、ウエードからあらためて、万が一、清国が台湾蕃地への支配権を主張し自ら罰すると言われたらどうするのかと問われ、副島は清国が台湾蕃地に官吏を派遣したことがなく地図にも明記されていないこと、ローバー号事件の際にリゼンドルが生蕃と直接に交渉したことをあげ、「此権清ニ在リト云フヲ得不ルノ証跡有リ」と答えた。⁹³なお、米国公使ロウによれば、副島はロウに「此一島ノ事ニ就テハ（副島）公使ノ意復タ支那ト議スルコトナシト謂ヘリ其言ニ琉球ハ方今日本帝国ノ一分ナレハ日本其島中ノ事ヲ処分スルニ支那以下諸国固ヨリ之ニ容喙スルノ理ナシ」と述べたという。井上が懸念したように、副島は「委任状之制限」を守らずに交渉を進めようとしていたのである。

2 台湾事件をめぐる清国との交渉

六月一九日、謁見問題が進展しないため、副島らは同治帝への謁見をあきらめることにした。樺山の日記には「明日談判ヲナス積ナリ因テ直ニ台湾問題ヲ提出シ米國ニ対シ先年同地生蕃ハ清國版圖ニ非ルヲ以テセシ例ニ依リ我カ政府ハ同生蕃ニ対シ直接処弁スヘキヲ短刀直入ノ方針ヲ以テ交渉ヲナスニ決ス」と記されている。なお、リゼンドルは台湾蕃地へ進出する際、首長トキトクと交渉するよう副島にすすめていたが、黒岡の報告によれば死去していたという（六月五日付日記）。トキトクの死も副島らの交渉の方針決定に影響をあたえたであろう。

二〇日、副島は柳原と鄭を総理衙門へ遣わして「謁帝ノ義ヲ謝断」し、翌二一日、副島は柳原と鄭をふたたび総理衙門へ遣わし、清国と朝鮮の關係について質問させ、つづけて台湾事件について説明させた⁹⁵。

貴國僅ニ島ノ半偏ヲ治メ東部ニ在ル土蕃之地ヘハ全ク政權ヲ施及セス蕃人自ラ独立ノ姿ヲ為シタルカ一昨年冬我國人民彼地ヘ漂泊セシヲ掠殺ス故ニ我政府將サニ使ヲ出シテ其罪ヲ問ハントス惟蕃域ト貴國ノ府治ト犬牙接壤シタリ我大臣以為ラク未タ貴國ニ告スシテ此役ヲ興ス万一貴轄ヘ聊モ波及スルコト有リ端ナク其猜疑ヲ受ナハ兩國自此和ヲ傷ハント此愚慮有リ故ニ以テ預メ説明スル所也

柳原は、台湾蕃地への清国の支配権を問うことなく否定し、処罰すべく出兵することを伝え、両国の友好のため事前に通告したのだと述べた。清国側は総理大臣毛昶熙と董恂、そして孫士達が対応したが、これを受け「琉球國ハ是我カ藩屬ナレハ彼時琉民ノ生蕃ヨリ脱出シ來ル者ヲ我官吏ヨリ救恤シテ福建ヘ渡シ總督ヨリ仁愛ヲ加ヘ本國ヘ送り還シタリ」として、そもそも今回の事件は国内問題であると答えた。柳原はこれに「我朝琉球ヲ撫字スル尤久ク：琉人ヲ我國人ト謂フ何ソ妨ケン」と返し、「其暴殺ヲ行ヘル生蕃ヲハ如何処置セラレシヤ」とさらに問うた。毛らはこれに「我カ王化ニ：未タ服セ不ルヲ生蕃ト謂フテ之ヲ化外ニ置キ甚タ埋スルコトヲ為不ルナリ」と答えた。

この言葉は、この後の台湾出兵において、日本側の事前通告なしに出兵する名義となった。柳原はこれを受け、「此説ハ我国人ノ皆知ル所ニテ：即チ府県ヲ置タルモ或ハ貴国ノ有ト為ラ不ルヘシ：故ニ我政府直チニ往テ之ヲ征セント謀ル」と答え、本来なら断りをいれる必要もないが、「我大臣ハ兩國ノ好誼ヲ保重センカ為メニ姑ク衆諍ヲ制シ此奉使ノ便ニ因テ貴政府ニ明告シ其猜疑ヲ避ケ」たのだとした。さらに「我カ国勇敢胆略之士琉民遭害ノ事ヲ聞ク者皆為ニ切齒ノ憤懣胸ヲ填メタリ」として、このままでは「勢必激乱シテ滔々乎防ク能ハス境ヲ越エ冠ト為ラン事日ヲ待タ不ル可シ」と述べ清国高官を脅した。ここでも柳原は「委任状之制限」を無視し、台湾蕃地に清国の支配権が無いことを前提として「短刀直入」に交渉をおこない、出兵の実施を清国高官に述べたのである。

この会見は清国側に大きな衝撃を与えた。当日の夜、孫は鄭を密かに訪ね「柳原氏言論峻烈人ヲシテ愕然セシム生蕃ノ一事日来曾テ説話セス今日突出セシ故老衰ノ大臣等卒爾ニ答話スル甚迂闊我頗ル心ヲ傷マシムル也」と率直に語った。孫は、毛たちが「日本使節此論ヲ起スハ覲見ノ議成熟セサルニ由レル歟」と謁見問題が進展しないための揺さぶりにとらえ、謁見問題さえ解決すれば「生蕃問罪ノ説モ或ハ寢スヘシ」と考えていると伝えた。鄭は「柳原ノ言ハ即副島大臣ノ言ニテ一団ノ好意ヨリ出ル何ノ峻烈カ之有ラン」と述べ、「仮令覲見ノ儀意ニ滿テ拜謁ヲ遂ルトモ今日貴政府ニ対シテ報明セシ事件ハ豈廢スヘケンヤ帰後必ス問罪ノ挙有ルヘシ」として、日本は断固として台湾蕃地への出兵をおこなう旨を改めて強調した。孫は「貴国ノ台湾ニ事有ラントスルハ早く新聞紙ヲ閲テ之ヲ知レリ」と述べており、日本国内で台湾蕃地へ出兵しようとする動きがあることはすでに知っていたようだが、今回の使節派遣の主な目的が、こちらにあることは気づいていなかったようである。樺山の当日の日記には次のように記されている。

琉球国ヲ論スル場合ニ非ス生蕃人ノ暴殺ヲ問責スル已(まま)ナリト断然確言セシ咄嗟ノ事件ニテ更ニ異論モ生セス却テ朝鮮事件ニ及ンテ国ニ於テ關係スルノ限りニ非ストノ意志モアリト意外果敢ノ結果ヲナシ雀躍爽

快ノ心情ヲ一同惹起セリ固ヨリ蕃地ノ問題ハ従前米利堅國ノ講究セシ事由アレハ各国ニ於テモ妨碍異議ノ生スル如キ景況モナキモノ、如シ

「委任状之制限」を無視し、「断然確言」する強い姿勢で臨んだことで、台湾蕃地は「化外」であるとの言葉を引き出したばかりか、「朝鮮事件」についてまで「意外果敢ノ結果」を得たことに、使節団全員で喜んだというのである。また、台湾蕃地へ出兵しても西欧諸国は「妨碍異議」しないとの手ごたえをえたと記している。副島にとつても満足のいく結果だっただろう。

清国側が日本の真意をどこまで理解したかは定かでないが、この会見によつて謁見問題は大きく進展した。六月二十九日、副島は西洋式の礼をもつて他國に先んじて同治帝と謁見した。当日、副島は三条らに宛て、同治帝との謁見が無事に終わったことを報告し、台湾蕃地について「清朝大臣土蕃の地は政教禁令不相及化外の民たる旨答へ別に辞なく都合克相濟候⁹⁶」と述べた。なお、副島は朝鮮問題についても「朝鮮國へ清政府の政權推及する旨否為相訪候処封冊勅貢の旧例を循守する迄にして更に國政に關係無之趣確答候」と伝えている。

3 副島全権大使の帰國

副島らは七月三日に北京を出発し、二六日に帰京した。翌二七日には、書記官四名と共に明治天皇に謁見し「大使成功ヲ復命」した。

なお、副島が台湾蕃地の支配權について「只口頭を以て慥かめたるのみにして、別に外交上の公文書を徴し置かざりしこと⁹⁷」は、帰國後の廟議において大きな問題となった。とくに大隈は、副島が「口頭の明答」のみで交渉を終えたことは、この後の出兵に際し「容易ならざる紛擾を惹起さしむるの余地」になったと強く批判している。

大隈の意見に従つて副島の使節派遣が決定されたことを考えれば、大隈がこの結果に強い憤りを感じたのも無理ないだろう。明治七（一八七四）年に台湾蕃地へ出兵した際、デロングに代わり公使となつたビンガムや駐日英国公使パークスから強く批判されたことを考えても、大隈の批判は正しかった。一方で、リゼンドルは後に記した「日本征台記」において、「副島氏ノ斯克明証ナキ答詞ヲ聞キテ其儘帰国シタルハ西洋交際術ノ原基タル法則ニ背キシノ誹リヲ免ル、能ハス」との意見もあるとしたうえで、欧米諸国に對してと、清國に對してでは外交の方法が異なり、清國に近代的な外交で接してはむしろ大きな害が生じるとし、副島の方法こそが正しかったと反論している。たしかにこの後、台湾出兵において大久保利通が全權弁理大臣として清國と交渉した際、当初は「万国公法」にそつて交渉を進めようとするが暗礁に乗り上げ、リゼンドルの助言をえて威圧的な姿勢で臨むことで談判を成功させている。理念からすれば、大隈らの批判は正しいが、実地の交渉においてはリゼンドルの言い分にも一理あつたといふべきだろう。

いずれにしろ、この後、副島によつて台湾事件の処分が進められることはなかつた。副島の清國との交渉は朝鮮問題をも活発化させるものであり、いわゆる征韓論の高まりによつて、台湾事件の報復が決しないまま、副島は隆盛らとともに下野するからである。こうして、台湾事件の報復はいわゆる明治六年の政変の後、内務卿大久保と大蔵卿大隈に引き継がれることとなる。

おわりに

以上、本稿では明治四（一八七一）年末におきた台湾事件への留守政府の対応について、とくに明治六年の外務卿副島種臣の使節派遣を中心に考察してきた。詳細は本論で述べたとおりである。

副島は、参議西郷隆盛の支持をえて、米国人リッゼンドルの覚書にそつて「空想的な構想」による報復案（「亜細亜経略論」）を作成し、清国へ使節とともに軍隊を派遣しようと考えた。副島はその軍隊として、不平士族を参加させようと考えていた。隆盛が副島を支持したのは、鹿児島に島津久光を中心とする「反西郷グループ」を抱え込んでおり、鹿児島族の士族たちが参加できる外征を必要としていたためだろう。

しかし、副島の報復案には政府内でも不安視する声があり、とくに大蔵大輔井上馨や大蔵省三等出仕渋沢栄一が強く批判した。諸省の予算を抑えたい大蔵省にとって、膨大な経費を必要とする外征はともにも認められなかったのである。

両方の間に立たされた太政大臣三条実美は優柔不断な対応をみせた。いったんは副島の使節派遣を決定するが、隆盛が東京を離れると井上らの批判を受けふたたび躊躇しだす。三条は隆盛の帰京を待ちわびるが、結局、参議大隈重信の示した折衷案を受け入れ、出兵を前提としない使節派遣を決定するのである。以上の経過により、副島は使節派遣を命じられてから出発まで三カ月もの時間を有することとなった。

なお、北京において副島は、出発前にうけた委任状を無視し、清国と交渉を進めた。その結果、清国高官から台湾蕃地は「化外」との言葉を引き出し、また、西欧諸国は日本の台湾蕃地への出兵に異を唱えないとの見立てをえた。さらに、思いがけず「朝鮮事件」についても「意外果敢ノ結果」をえた。同治帝との謁見も果たし、副島は意気揚々と帰国するのである。しかし、その結果は、大隈をはじめ副島に不安を覚えていた政府高官た

ちを失望させるものであった。副島が「化外」について記した文書をえなまま帰国したためである。

この後、朝鮮への隆盛の使節派遣の是非が喫緊の問題となり、征韓派が破れたため、副島は隆盛とともに下野する。

リィゼンドルのやり方を遵守する限りにおいて、副島の交渉は成功であったといえるかもしれない。しかし、いわゆる明治六年の政変後に同事件を引き継いだ内務卿大久保利通と大蔵卿大隈重信は、出兵を実行し英米兩國の公使から批判されてしまう。近代的な外交において、リィゼンドルのやり方は大きな問題を抱えていたのである。こうして、明治七年に実行された台湾出兵は、清国との外交問題へと発展し開戦の危機を迎えるまでになるのである。

注

- 1 台湾出兵研究は、石井孝『明治初期の日本と東アジア』（有隣堂、一九八二）をはじめ枚挙に暇がない。一九九五年以前の主要な研究は、安岡昭男『明治前期日清交渉史研究』（巖南堂書店、一九九五）に一覧があり、また近年の学説史については、勝田政治「大久保利通と台湾出兵」（『人文学会紀要』第三四号、二〇〇二）に詳しい。
- 2 田保橋論文をはじめ、田保橋潔「清同治朝外国公使の謁見」（『青丘学叢』第六号、青丘学会、一九三二年一月）、伊藤一彦「明治五、六年、「征台」論争における副島種臣の位置」（『社会運動史』五、社会運動史研究会、一九七五）、小林隆夫「留守政府と征台論争」（『政治経済史学』第二九六号、日本政治経済史学研究所、一九九〇年二月）、毛利敏彦「副島種臣の対清外交」（『法学雑誌』第四一巻四号、大阪市立大学、一九九五年三月）。同『明治維新政治外交史研究』（吉川弘文館、二〇〇二）に所収）、張虎「副島対清外交の検討」（明治維新史学会編『明治維新とアジア』吉川弘文館、二〇〇二）、白春岩「一八七三年における清国皇帝への謁見問題」（『ソシオサイエンス』一六、早稲田大学先端社会科学研究所、二〇一〇年三月）など。

- 3 関口栄一「明治六年定額問題―留守政府と大蔵省四」(『法学』第四四卷四号、東北大学法学会、一九八〇年一〇月)、高橋秀直「留守政府の政治過程」(『人文論集』第二九卷一号、神戸商科大学学術研究会、一九九三年九月)など。また、大島明子氏は「明治初期太政官制における政軍関係」(『紀尾井史学』第一一号、上智大学大学院史学専攻院学生会、一九九一年二月)や「一八七三(明治六)のシビリアンコントロール」(『史学雑誌』第一一七卷七号、史学会、二〇〇八)において、徴兵令との関係から副島の使節派遣をめぐる廟議について言及している。
- 4 外務省調査部編纂『大日本外交文書』第四卷、日本国際協会、一九三八、一六二―一八〇頁。
- 5 前掲『大日本外交文書』第五卷、二八〇頁。
- 6 毛利敏彦『台湾出兵』中公新書、一九九六、四六頁。
- 7 左院書記官「台湾蕃地事件」、国立公文書館蔵。
- 8 「琉球封藩事畧」坤、国立公文書館内閣文庫蔵。以下、鹿児島より明治政府へ報告する過程について、とくに注のない場合は、すべて本史料による。
- 9 前掲『大日本外交文書』第五卷、一九三九、二五八頁。
- 10 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B0310310111600、「台湾征討関係一件/外交史料・台湾征討事件・第一卷」(外務省外交史料館蔵)。
- 11 おそらく「メットホルス」とは、Walter H. Medhurstのことを指していると考えられるが、メドハーストは当時、駐上海英国領事を務めている。
- 12 前掲「台湾征討関係一件」第一卷。
- 13 前掲『大日本外交文書』第五卷、二七八頁。
- 14 「巡幸日誌」第三号(『公文録』明治五年・一〇〇冊)、国立公文書館蔵。
- 15 「明治五年六月三日(七月二八日)付外務大小丞宛柳原前光書簡」(前掲「台湾征討関係一件」)。なお、両者が六月一六日(七月二日)に会見したことを直接に示す史料は管見の限りない。しかし、明治天皇の一行は六月一七日早朝に

長崎を出発しているため（前掲「巡幸日誌」第三号）、会見をおこなったのは一六日と推定した。

- 16 「柳原前光」〔職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書〕、国立公文書館蔵。
- 17 前掲『大日本外交文書』第五卷、二八〇頁。
- 18 横山學『琉球国使節渡来の研究』、吉川弘文館、一九八七、二九七頁。
- 19 宮内庁編『明治天皇紀』第二卷、吉川弘文館、一九六九、七二〇頁。
- 20 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03041134100、「琉球関係雑件」琉球藩取扱書（外務省外交史料館蔵）。
- 21 琉球政府『沖繩県史』第二二卷、琉球政府、一九六六、一頁。なお、井上、副島、左院の意見について、とくに注のない場合は、すべて本史料による。
- 22 なお、左院答議の最後に「外務省建議ノ如キハ当時機密ニ渉ルヲ以卿ヨリ大臣殿ヘ直ニ上呈今書類無之ト云フ」とあり、「申立」の内容は左院答議からわかるが、原文を確認することはできない。
- 23 同九頁。
- 24 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C0911062700、「公文類纂」明治五年・第二四冊（防衛相防衛研究所蔵）。
- 25 前掲「台湾征討関係一件」。
- 26 「台湾問罪起源」〔宮島誠一郎文書〕、国立国会図書館憲政資料室蔵。
- 27 「台湾記事」〔西郷都督と樺山総督〕、西郷都督樺山総督記念事業出版委員会、一九三六）一三九頁。以下、樺山の日記の引用は、すべて本史料による。
- 28 なお、「台湾問罪起源」には「兩人共ニ熊本ヲ発シ東京ニ来リテ台湾問罪ノ事ヲ西郷参議隆盛ニ質ス」とあり、また、桐野も石川県士族石川九郎と中村俊次郎による聞き書きのなかで「共に熊本を發し東上して罪を台湾に問ふの事を西郷に質し西郷又た之を然りとす」（黒龍会本部編『西南記伝』上巻一、黒龍会本部、一九〇八、九頁）と述べているが、樺山の

日記には桐野は不在であったと記載されている。『西南記伝』においては「其記述中往往事実に齟齬し、且つ想像臆断に過ぐる所あるを免れざる」とあり、樺山は一人で上京したと推定した。

29 宮内省図書寮『三條実美公年譜』宗高書房、一九六九、七三六頁

30 大津淳一郎『大日本憲政史』第一卷、一九二七、六八六頁。左院大議生宮島誠一郎も、隆盛は「此議（台湾事件への報復）

ヲ然リトシ之ヲ廟堂ニ致シ遂ニ廟堂ノ議ト相成」（前掲「台湾問罪起源」と記している

31 前掲「琉球封藩事畧」。

32 前掲「台湾征討関係一件」。

33 「明治五年九月二十四日（一〇月二十六日）付岩倉具視宛三条実美書簡」（西郷隆盛全集編集委員会編『西郷隆盛全集』第三卷、大和書房、一九七八、三〇七頁）。

34 「一八七二年一月六日付国務長官ハミルトン・フィッシュ宛テロング書簡」（訳稿集成）第二編九卷、国立公文書館蔵）。以下、この項の引用について、とくに注のない場合は、すべて本書簡による。なお、「一八七二年一〇月二〇日付副島宛テロング書簡」（前掲『大日本外交文書』第五卷、三八五頁）には、琉球藩の設置について「閣下の御しらせにて承知仕候」とあり、九月一日（一〇月二〇日）以前に本会話がされたと考えられる。ただし、本書簡には「口上ヲ以テ御申述相成且当時多クハ筆記無之故対話書モ無之候」と「貼紙」されており、会話の詳細を知ることができない。

35 なお、ローバー号事件については、羽根次郎「ローバー号事件の解決過程について」（『日本台湾学会報』第一〇号、二〇〇八）に詳しい。

36 石井はリゼンドルが横浜港へ寄ったのは米国公使テロングの求めに応じたものと述べたが（前掲『明治初期の日本と東アジア』七頁）、リゼンドルとテロングのあいだに交わされた書簡がないことから、リゼンドルの寄港が偶然であるとの指摘もされている（ロバート・エスキルドセン「明治七年台湾出兵の植民地的側面」（明治維新史学会編『明治維新とアジア』吉川弘文館、二〇〇一、六八頁）。

37 外務省編纂『日本外交文書』明治年間追補第一冊、日本国際連合協会、一九六三、一〇五頁。以下、同日の対話について、

とくに注のない場合は、すべて本史料による。

- 38 エラスムス・ペシヤイン・スミスは「法律家」として明治四（一八七二）年一月より外務省に雇用されている（各庁「雇外人明細調」（『太政類典』第二編六四卷、国立公文書館蔵）。なお、大隈重信はスミスについて「深く国際法に通じ、嘗て同国政府の顧問として外交の事務に参与したることありき。資性活発にして意気も亦豪壯、其外に対する政策は常に強硬なる」（円城寺清『大隈伯昔日譚』、立憲改進黨々報局、一八九五、五一―四頁）と述べている。
- 39 前掲「台湾征討関係一件」。以下、同日の対話について、とくに注のない場合は、すべて本史料による。
- 40 中村純九郎編『副島大使適清概略』、一八九一、七頁。
- 41 前掲『日本外交文書』明治年間追補第一冊、一一七頁。以下、同日の会見について、とくに注のない場合は、すべて本史料による。
- 42 前掲『副島大使適清概略』六頁。
- 43 前掲『明治初期の日本と東アジア』一〇頁。
- 44 「明治六年二月二五日付大久保利通・伊藤博文宛渋沢栄一書簡」（『渋沢栄一伝記資料』別巻第四、渋沢青淵記念財団竜門社、一九六七）二一八頁。
- 45 「明治六年一月一二日付岩倉具視宛大原重実書簡」（大塚武松編『岩倉具視関係文書』第五卷、日本史籍協会、一九三二）二二二頁。
- 46 「明治七年五月七日付木戸孝允宛渋沢栄一書簡」（木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』四、東京大学出版会、二〇〇九）二八六頁。
- 47 前掲「明治六年定額問題―留守政府と大蔵省四」二二頁。
- 48 「明治五年一〇月一八日付木戸孝允宛井上馨書簡」（木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』第一卷、東京大学出版会、二〇〇五）三五九頁。
- 49 「明治五年一〇月二二日吉田清成宛井上馨・渋沢栄一書簡」（大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第一〇卷、

- 明治文献資料刊行会、一九六三）三二八頁。
- 50 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第一巻、内外書籍、一九三三、四七九頁。なお、同書ではこの意見書がいつ提出されたか明記されていないが、先に紹介した三月一日付書簡に「過日建白書モ差出し候」とあることから、二月一七日付書簡の後に提出したと推定した。
- 51 リーゼンドルの覚書については、「処蕃始末」第二巻に所収されているものを主に参照し、内容については、前掲『明治初期の日本と東アジア』、前掲『明治維新政治外交史研究』、前掲『台湾出兵』、前掲『明治初期における日清交渉の一面』などを参照した。なお、石井氏や毛利氏をはじめ、先行研究においては、「大隈文書」に所収される「第二覚書」に「壬申十月十五日起稿」とあることから、四通の覚書は一〇月から十一月にかけて起草されたと考えられてきた。しかし、一〇月一〇日の廟議で「台湾事件大体決議」され、その内容が覚書に沿ったものであったことを考えれば、覚書の提出はもっと以前であったと考えるべきだろう。また、樺山の一〇月二日（十一月二日）の日記には「外務省ニ出頭シ台湾調査四冊借用シ陸軍省西郷氏ニ提出ス謄写スル筈ナリ」とあり、一九日の日記には「米國レゼンドル氏ノ台湾調査書四冊西郷少輔ヨリ廻送セラル本書ハ過日副島外務卿ヨリ借用シ謄写ノ為メ差シ出シ置キシモノヲ只今陸軍省ヨリ返却セラレシナリ」とある。日記の記述を合わせ考えれば、「台湾調査四冊」とは、リーゼンドルの作成した覚書と考えられよう。「第二覚書」にある「起稿」とは謄写した日を指すのではないだろうか。
- 52 前掲『明治初期の日本と東アジア』一八頁。
- 53 同二四頁。
- 54 松枝保二編『大隈侯昔日譚』、報知新聞社出版部、一九二二、二八頁。
- 55 前掲『副島大使適清概略』五頁。
- 56 前掲「一八七三（明治六）のシベリアンコントロール」一四頁。
- 57 「雨夜譚会」第二回（大正一五（一九二六）年二月六日）（前掲『渋沢栄一伝記資料』別巻第五、一九六八）五二七頁。
- 58 前掲『明治初期の日本と東アジア』一四頁。

- 59 「明治五年一〇月二七日付洪沢栄一宛井上馨書簡」(前掲『洪沢栄一伝記資料』第三卷、一九五五)六四二頁。なお、一〇月二六日付建白書では、「凡そ各国、内余力ありて外拓地を事とする多く、問罪の義務を名として略地の計を逞ふせざるなし」「能内外の形情を洞察して将来の深慮せざる可からず」「全国の会計を按算して、其有余不足を審量せざる可からず」「大使派遣の時に於て誓約せし條款は、輒ち之を返違することあるべからず」「兵を用ひんとす。先づ能我軍備を審量せざる可からず」の五つの点から副島の報復案を批判し、さらに、そもそもアメリカなどが本当に台湾を狙っているのならばすでに領有しているはずで、そうしないのは「蓋し其地荒僻、其民頑愚にして、之を得るも其得失の償はざるに依るべし」とし、国内の事情を考えずに「外人の臆説に信憑」することを嘆いている。
- 60 笠原英彦氏は「留守政府にあつては、政務・事務系統として三条―大隈ラインが形成されたとみられる」(『留守政府』慶應義塾出版会、二〇一〇、一三頁)と指摘している。
- 61 前掲『西郷隆盛』三九二頁。
- 62 同三九三、四一〇頁。
- 63 前掲「明治六年定額問題」二〇頁。
- 64 前掲『大日本外交文書』第五卷、三〇〇頁。
- 65 「一八七二年一月一八日付テロング宛副島種臣書簡」(前掲『台湾征討関係一件』)。
- 66 前掲『大日本外交文書』第五卷、二九九頁。
- 67 なお、リゼンドルの雇用については、駐清米国公使ロウより「推量スルニ使節發遣ノ主意ハ詰リ彼ヨリ拒マルベク思ワル、所ノ請求ヲ仕カケ而シテ此請求ヲ拒マレナハ竟ニ抗敵ノ基ヲ開事ト被存候」(前掲「処蕃始末」第一冊)として、平和のためでない、目的に米国民がかかわることへの懸念が伝えられている。
- 68 「明治五年一月二〇日付品川忠道宛柳原前光書簡」(前掲『大日本外交文書』第五卷)三〇一頁。
- 69 「明治六年一月六日付岩倉具視宛三条美美書簡」(前掲『岩倉具視関係文書』第五卷)二〇九頁。
- 70 前掲『処蕃始末』第二冊。なお本覚書中に、「大政府へ先達而献セシ処ノ四卷ノ覚書中ニ縷述セル方策ヲ既ニ御採用ア

- リテ外務卿大臣ヲ欽差ニ命シ北京ニ派遣スルノ事御決着」とあり、使節派遣の決定をうけて作成されたことがわかる。
- 71 「明治六年一月一七日付吉田清成宛洪沢栄一書簡」(前掲『洪沢栄一伝記資料』別巻大四) 五六六頁。
- 72 「明治六年二月一〇日付岩倉具視宛三条実美書簡」(前掲『岩倉具視関係文書』第五卷) 二三五頁。
- 73 「明治五年十一月月一一日付井上馨宛洪沢栄一書簡」(前掲『洪沢栄一伝記資料』第三卷) 六四二頁。なお、同書では本書簡の日付を「文中『明後十四日』トアルヨリ推シテ、明治五年十一月十二日附ノモノナラン」としている。しかし、大隈は当時、西日本へ出張していた。引用した文意に加え、書簡中に「明後十四日開帆之積…壹式月中にハ西郷も登京可致歟」とあることから明治六年一月一二日のものと推測した。
- 74 「明治六年二月一六日付岩倉具視宛大原重実書簡」(前掲『岩倉具視関係文書』第五卷) 二三八頁。
- 75 「公文録」明治六年第三卷、国立公文書館蔵。
- 76 前掲『公文録』明治六年第四八卷。
- 77 「明治六年二月一七日付大隈重信宛副島種臣書簡」(早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第七卷、みず書房、二〇一七) 五四頁。
- 78 前掲『台湾出兵』四六頁。
- 79 前掲『明治六年定額問題』二二頁。
- 80 前掲『大日本憲政史』第一卷、六八七頁。
- 81 高橋秀直「留守政府の政治過程」(『人文論集』第二九卷一号、神戸商科大学学術研究会、一九九三年九月) 八五頁。
- 82 前掲『台湾征討関係一件』。
- 83 前掲『公文録』明治六年第三九卷。
- 84 前掲『大日本外交文書』第六卷、一二二頁。
- 85 「単行書・生蕃事件」、国立公文書館蔵。
- 86 前掲『公文録』明治六年第九二卷。

- 87 前掲『大日本外交文書』第六卷、一二三頁。
- 88 「明治六年三月一日付大隈重信宛井上馨書簡」(『大隈重信関係文書』、日本史籍協会、一九三三) 三六頁。なお、井上は使節派遣を中止にできないのならば、外務卿を派遣し「事誤ルと取返す不能事件」だから、「先醒方ニ於ても御安慮」させるため、副島に代わり陸奥宗光を派遣すべきだと述べている。
- 89 前掲『大日本外交文書』第六卷、一二二頁。
- 90 以下、使節派遣におけることは、とくに注を付さない限り、『副島大使適清概略』もしくは「六年使臣日記」(国立公文書館蔵)による。
- 91 前掲『副島大使適清概略』一一頁。
- 92 前掲『明治初期の日本と東アジア』三三二頁。なお、北京に滞在していた公使について、『副島大使適清概略』では「魯米英仏蘭五国」(三〇頁)としているが、本稿では安岡昭男『副島種臣』(吉川弘文館、二〇一二、九七頁)に従った。
- 93 前掲「六年使臣日記」二卷。
- 94 「一八七三年六月一三日付フィッシュ宛ロウ書簡」(『明治政府翻訳草稿類纂』第八卷、ゆまに書房、一九八六) 二四七頁。
- 95 前掲「六年使臣日記」三卷。
- 96 前掲『大日本外交文書』第六卷、一六〇頁。
- 97 前掲『大隈伯昔日譚』、五一九頁。